

(仮称) 港区立台場図書館の管理運営について

1 経緯

台場区民センター図書室（以下「図書室」といいます。）は、港区立区民センター条例第2条の2の規定に基づく地域活動情報の収集及び提供に資する事業の一つとして平成8年5月の台場コミュニティぷらざ開設当初に整備しました。その後、地域の要望を受けて、図書館システムに組み込み利用者カードを共通にするなど、区立図書館のない台場地域において図書館サービスを補完する機能を担っています。台場コミュニティぷらざ等の大規模改修工事を機に、図書館に移行します。

2 名称

施設の名称は、施設の機能や位置をだれにでもわかりやすく伝えるため「台場図書館」（以下「(仮称) 台場図書館」といいます。）とします。

3 休館日及び開館時間（資料6-2のとおり）

現在の図書室は、他の区立図書館（分室除く。）と比較して、毎月の館内整理による休館日の有無と、日曜日・祝日・12月28日の開館時間の違いがあります。これを踏まえ、(仮称) 台場図書館の休館日と開館時間については次のとおり定めます。

(1) 休館日

区立図書館が第3木曜日を館内整理日として休館にしているのに対し、(仮称) 台場図書館は、区立図書館と比較して蔵書数が少ないため館内整理日の休館日を設けず、特別整理期間（年1回10日以内）及び年末年始の休館を定めることとします。なお、教育委員会が特に必要と認めたときは、休館できることとします。

(2) 開館時間

現在の図書室の利用状況を見ると、駅からのアクセスが良く、立ち寄りやすい立地であることなどから、曜日を問わず夜間の利用が多く、日曜日等の午後5時以降の館外利用者数（資料の貸し出し利用）は1日の3割を超えるほど、利用が多い実態があります。

これらを踏まえ、既存の図書室のサービス水準を維持できるよう、(仮称) 台場図書館は現在の図書室と同様、平日の開館時間を午前9時から午後8時まで、土曜日、日曜日及び祝日の開館時間を午前9時から午後8時までとします。

4 指定管理者制度の導入

これまでも、区立図書館については、平成21年4月から指定管理者制度を導入しており、令和4年4月にみなと図書館に導入したことで、全区立図書館において指定管理者制度により運営しています。

(仮称)台場図書館についても、台場地域の魅力発信に関する講演会や台場地域の企業や学校など、多様な主体との連携事業の展開に当たり、民間事業者のノウハウを活用した魅力的なサービスを提供し、多様化するニーズに的確に対応するため、指定管理者制度を導入します。

5 今後のスケジュール (予定)

令和4年11月下旬	令和4年第4回港区議会定例会 港区立図書館条例の一部条例改正案提出
令和5年9月上旬	令和5年第3回港区議会定例会 指定管理者指定議案提出
令和6年4月1日	図書館法に基づく図書館として開設

(仮称) 台場図書館及び港区立図書館における休館日等比較表

項 目		(仮称) 台場図書館 (案)	港区立図書館 (分室除く)	高輪図書館分室	台場区民センター図書室 (現行)
休館日	年未年始等	12月29日～1月3日	12月29日～1月3日	祝日、12月29日～1月3日	12月29日～1月3日
	館内整理日	-	第3木曜日	第3木曜日	臨時休室ができる
	特別整理期間	年1回10日以内	年1回10日以内	年1回10日以内	臨時休室ができる
	その他※	規定あり	規定あり	祝日・規定あり	区民センター休館日
開館時間	月～土	午前9時～午後8時	午前9時～午後8時	午前9時30分～午後8時	午前9時～午後8時
	日曜	午前9時～午後8時	午前9時～午後5時	午前9時30分～午後8時	午前9時～午後8時
	祝日	午前9時～午後8時	午前9時～午後5時	-	午前9時～午後8時
	12月28日	午前9時～午後8時	午前9時～午後5時	午前9時30分～午後8時	午前9時～午後8時

※教育委員会が特に必要と認めるとき。(施設の法定点検等における休館等)